

芦屋町障害者計画【H30】年度事業計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野1:安心な暮らしの実現

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課 (係)
(1) 生活環境の整備	外出・移動支援	◆体育施設やレジャープール、タウンバス等の利用料について、引き続き障がい者割引を行います。	・総合運動公園やレジャープールについて障がい者割引を実施する。 ・芦屋町巡回バスや芦屋タウンバスについて、引障がい者割引を実施する。	生産 業 課 環境 住宅 係 社会 教育 係
		◆「芦屋町地域公共交通網形成計画」に基づき巡回バスの運行やルートの見直し等を行い、障がい者等の外出や移動を支援します。	・芦屋町巡回バスのあり方を検討します。	
	住宅バリアフリー化の推進	◆町営住宅においては「芦屋町町営住宅長寿命化計画(後期)」に基づく改善や整備を行います。	・緑ヶ丘団地の7-3棟へエレベーターを設置するため実施設計を行う。 ・緑ヶ丘団地中央手すり取付工事	障 が い ・ 福 祉 課 環 境 住 宅 係 課
		◆一般住宅においては、障がい者の状況に応じた住環境の整備として地域生活支援事業等により住宅改修を支援します。障がい者等の外出や移動を支援します。	・地域生活支援事業による住宅改修について、サービスガイド、障がい者福祉のしおりで周知する。	
	道路・公共施設のバリアフリー化の推進	◆障がい者等が利用しやすいよう「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、計画的に公共施設のバリアフリー化を進めます。	・本年度は、具体的な計画なし。	都 市 土 木 係 課
		◆計画的に道路のバリアフリー化を進めるとともに、県道等の整備についても県へ働きかけを行います。	・町道と国県道の振り替え事業に基づいて事業調整を行う。	
	緊急時の支援体制の充実	◆自主防災組織への活動支援を行うとともに、新たな組織設置へ向けた働きかけを行います。	・防災意識を高めるため、広報あしややホームページへ防災啓発記事(6/1号)を掲載し、新たな組織設置へ向けた働きかけを継続する。	総 務 課 高 齢 者 支 援 係 障 が い 者 ・ 福 祉 課 生 活 支 援 係
		◆各種ハザードマップの住民への周知を行います。	・広報あしややホームページへの防災特集を掲載し啓発と周知を図る。(6/1号)	
		◆早期の避難行動ができるよう、情報伝達等の向上を目指します。	・災害情報の新しい伝達手段等について、検討する。	
		◆避難行動要支援者名簿の更新と個別計画の作成支援等により、障がい者等の支援体制の充実を図ります。	・避難行動要支援者名簿の更新とその取扱いについて福祉課との連携を図りながら、緊急時の支援体制の充実を目指し、障がい者の個別避難計画策定を支援していく。	
◆災害発生時等の要支援者への支援を充実させるため、町内の障がい福祉サービス事業所との連携を進めていきます。		・災害時の障がい者の避難対応を進める。		

芦屋町障害者計画【H30】年度事業計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野2:情報アクセシビリティの向上及び医師疎通支援の充実

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課 (係)
(1) 障がい者に配慮した情報提供等の充実	情報提供の充実	◆視覚障がい者が行政情報を円滑に得られるよう、広報紙の内容を音声によって提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者に向けて広報あしやを音声で提供する。 ・ホームページのフォントや色など、視覚障がい者でも見やすいホームページにするよう検討する。 	企 画 政 策 課 広 聴 情 報 係 障 が い 者 ・ 生 活 支 援 係
		◆障がい者等の情報取得を支援する機器の貸出を行うとともに、コミュニケーションを手助けする助聴器等を行政窓口等へ設置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者用CD等作成器の貸出しを行う。 ・福祉課窓口助聴器等設置し、行政窓口で必要時活用する。 	
(2) 障がい者の意思疎通支援の充実	意思疎通支援	◆聴覚障がい者等が、日常生活において円滑な意思疎通が行えるよう手話通訳者の派遣を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業 必要時、手話通訳者を派遣し日常生活での自立を支援する。 	障 が い 者 支 援 係 福 祉 課 ・ 生 活
		◆聴覚障がい者等への円滑な手続きの支援を行うため、行政窓口到手話通訳者を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員設置事業 庁内に手話奉仕員を設置し、窓口業務が円滑に進むように支援する。 ・手話奉仕員養成講座(基礎編)の開催 6/20~12/19 25回 中央公民館 19時~21時 ・代筆や要約筆記等についてニーズの把握を行います。 	

芦屋町障害者計画【H30】年度事業計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野3:差別の解消、券利用後の推進及び虐待の防止

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課 (係)
(1) 障がいに対する理解の推進	障がいについての啓発	◆障がい等によって生じる暮らしづらさへの理解を広めるとともに、障がい者等への差別をなくすため、広報等による啓発を行います。	・12月3日から9日までの「障害者週間」にあわせ、広報あしや12/1号で「障害者週間」の周知と障がい者への理解等を働きかける記事を掲載する。	障 が 福 い 支 社 者 援 課 ・ 生 活
	事業者による合理的配慮の推進	◆障害者差別解消法の周知を行い、事業者による合理的配慮の提供を促します。	・事業者による合理的配慮の提供を促していくため、12月の障害者週間にあわせ、商工会の協力を得て事業者による合理的配慮について、周知する。	障 が 福 い 支 社 者 援 課 ・ 生 活
	学習機会の提供	◆人権まつりを開催し、障がい者団体等による催しや作品に触れ障がいへの理解を深める機会を提供します。	・人権講演会の開催(7月) ・12月4日～10日の人権週間にあわせ、第20回芦屋町人権まつりを開催する。	生 社 会 学 習 課
	障害者差別解消法に基づく町条例の制定	◆障害者差別解消法に基づく町条例を制定し、差別の解消等を推進します。	・遠賀郡内4町で条例の原案作成及び障がい者団体等との調整を行ったうえで、条例の制定に取り組む。	障 が 福 い 支 社 者 援 課 ・ 生 活
(2) 権利擁護の推進	権利擁護の推進	◆障がい者の権利や財産を守るための成年後見制度の周知を行います。	・成年後見制度について、窓口でのチラシの掲示や広報あしやの掲載により周知を行う。	障 が 福 い 支 社 者 援 課 ・ 生 活
		◆成年後見制度利用の相談に応じるとともに、養護者がいない場合等の成年後見制度の利用支援を行います。	・成年後見制度の相談に応じ、成年後見制度の利用支援を行います。	
(3) 障がい者虐待の防止	障がい者虐待の防止	◆障がい者虐待について広報紙や町のホームページへ掲載し広報・啓発活動により、虐待の防止を図ります。	・障がい者虐待について、広報あしや(12/1号)ホームページへの掲載等により啓発を行う。	障 が い 者 ・ 福 社 課 ・ 生 活 支 援 係
		◆障がい者虐待を疑われる事案の相談や通報に応じ、関係機関と連携して障がい者虐待の早期対応を図るとともに、養護者のケアを行います。	・障がい者虐待が疑われる事案の相談時に応じ、関係機関と連携して虐待の早期対応を図る。 ・虐待について、適切に対応ができるように、研修の受講や県との連携を図り、職員の資質向上に努める。	

芦屋町障害者計画【H30】年度事業計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課 (係)
(1) 相談支援体制の 充実・強化	相談窓口の充実	◆相談支援事業所による一般相談窓口を設置し、障がい者の相談対応の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業による相談窓口(委託)を継続して設置する 「みどり園」 「障がい者相談支援センターふらむ」 「ゆり庵相談支援センター」 相談や障がい福祉 サービスの利用、社会資源の利用等について情報提供等を行う。 	障 が い 者 支 援 課 ・ 係 生 活
		◆町ホームページ等で、障がい者等へ困りごとに応じた相談窓口の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳交付時や相談受付時に相談窓口として相談支援事業の案内を行い、障がい者へ相談窓口の周知を図る。 ・相談窓口について、ホームページで周知を継続する。 	
	地域での相談活動	◆障害者相談員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、関係機関との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者相談員2名、知的障害者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。 ・相談員の資質の向上をはかるために、相談員研修会への参加を促す。 ・障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。 	障 が い 者 支 援 課 ・ 係 生 活
		◆民生委員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。住民がより気軽に相談できるよう、研修等でスキルアップを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り、必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。 ・民生委員活動を通じ部会で、障がい者への相談支援に関する研修会を開催し資質の向上を図る。 	
(2) 福祉サービスの充実	福祉制度の周知	◆障がい者等がニーズに応じた適切な福祉サービスを受けられるよう、町ホームページやサービスガイド等で制度の周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス等についてホームページやサービスガイド等で制度の周知をする。 ・サービスガイドは、12/15号の広報で同時配布する。 ・福祉制度などについて、町のホームページの内容をを更新していく。 	障 が い 者 支 援 課 ・ 係 生 活

芦屋町障害者計画【H30】年度事業計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課(係)
(2) 福祉サービスの充実		◆障害者総合支援法に基づき、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活が営めるよう、個々のニーズに応じて居宅介護や放課後等デイサービス等のサービスを提供します。また、遠賀・中間地域で連携を取りながらサービス等を検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付を行う。 ・地域生活拠点の整備や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築へ向けた協議の場の設置など引続き遠賀・中間自立支援協議会で協議を進めていく。 	障 生 福 が 活 社 い 支 課 者 援 ・ 係
	障害福祉サービスの充実	◆放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がい児へ日中過ごす場所を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスを運営し、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・放課後等デイサービスの運営の改善について検討する。 	
		◆遠賀郡4町で「障害者支援センターさくら」を運営委託し、障がい者へ日中過ごす場所を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・遠賀4町で、さくらの運営等について検討する。 	
	町のサービスによる生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急通報装置貸与事業や福祉タクシー料金助成事業等により、障がい者等の在宅生活を支援します。 【事業名】 ・高齢者等配食サービス事業 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 ・緊急通報装置貸与事業 ・緊急医療情報キット給付事業 ・自動車改造費助成事業 ・福祉タクシー料金助成事業 ・重度心身障害者介護用品給付サービス事業 ・心身障害者扶養共済制度助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の意向にあった支援ができるよう状況把握を十分行い、必要な支援の支給を決定していく。 	障 生 福 が 活 社 い 支 課 者 援 ・ 係
(3) 意思決定支援の推進	相談員による意思決定支援	◆障がい者の人格や個性を尊重し、生活における自己決定・自己選択の支援を行うため、相談員による計画相談等の利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児のセルフプランを計画相談へ移行していく。 ・障がい者の意思決定を支援するため、福祉サービスが受けられるよう計画相談等の利用を進める。 	障 生 福 が 活 社 い 支 課 者 援 ・ 係

芦屋町障害者計画【H30】年度事業計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課(係)
(4)障害児に対する支援	相談体制の充実	◆乳幼児健診等により、支援を要する乳幼児の早期発見を図り、療育につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や保育園・幼稚園・学校など関係機関と連携を図り情報共有し必要な支援へつなげていく。 ・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議、近隣大学との連携会議を開催し相談支援体制の充実を図る。 ・転入時、母子手帳交付時、相談時など子育て世代包括支援センターの周知を継続して行う。 	健康・こども係 健康づくり係
		◆臨床心理士によることばの相談により、支援を要する幼児の早期発見を図り、療育につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ほほえみ相談(ことばや発達の相談)を実施し、支援を要する幼児の早期発見を図る。 ほほえみ相談 1回/月 (子育て支援センター「たんぽぽ」、乳幼児健康診査会場) 	
	障がい児の療育支援	◆障がい児保育への補助制度により、障がい児保育を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の保育所が、障がい児保育を実施するために保育士の加配を行う場合に、補助金を交付する。 	子育て支援係 健康・こども課
		◆臨床心理士が保育所や小中学校を訪問する巡回相談により、児童への助言をはじめ必要な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・保・幼におけるすくすく発達相談の開催により、必要な支援を行う。3回/年 ・小・中・学校における巡回相談の開催により、必要な支援を行う。6回/年 	支援係 学校教育課 学校教育係
		◆関係課による協議の場を設け、支援を要する児童への対応を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議の開催3回/年 	

芦屋町障害者計画【H30】年度事業計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野5:保健事業の推進

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課(係)	
(1) 保健サービスの充実	妊婦健診・訪問指導の推進	◆若年妊産婦やハイリスク妊婦への支援のため、妊婦健診を確実に受診するよう指導します。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診・妊婦歯科健診の定期受診を勧めていく。妊婦健診11回(推奨利用回数)以上受診率95%以上を目標とする。(H29:93%) ・ハイリスク妊婦など支援の必要な対象者に対し、個々の状況に応じた支援プランを作成し、継続してフォローしていく。また、医療機関(産婦人科医)と連携を図る。 	健康・こども係 健康づくり係	
		◆乳幼児全戸訪問を行い、出産後の指導を徹底します。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導については現在の乳児全戸訪問事業を継続し、低出生体重児への保健指導も行っていく。 ・訪問後は乳幼児健康診査等を通して、継続的に母子をフォローしていく。 		
	母子健康教育の充実	◆保護者等の支援のため、母子手帳交付時の保健指導を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・手厚い支援を要する妊産婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行う。 ・今後も医療機関(産婦人科医など)と連携し、早期に支援を行っていく。 	健康・こども係 健康づくり係	
		◆両親学級の参加拡大のため、保健指導の機会等に周知を行い参加を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・両親学級3回/年(中央公民館)、すくすく広場(栄養士講話)1回/年(子育て支援センター「たんぼぼ」)は、継続して実施する。 		
	健康診査・健康相談の充実	◆障がいにもつながる生活習慣病等の予防や早期発見のため、健診受診率の向上に努めます。		<ul style="list-style-type: none"> ・未受診者ごとに、個別に勧奨方法を変えて対応し、受診行動につなげていく。受診率34%を目標とする。(H29:30.4%(暫定)) ・40, 50代の受診率向上のため重点的に訪問等で勧奨を実施する。 	健康・こども係 健康づくり係
		◆健診の結果に応じて特定保健指導を実施し、重症化予防を図ります		<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト分析を行い、重症化リスクの高い人への受診勧奨を行う。 ・健診結果が詳細、重症化、特定保健指導に該当する人は、今年度から訪問等で個別に時間を設け実施することで、重症化予防を図る。 	

芦屋町障害者計画【H30】年度事業計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野6:行政における配慮の充実

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課(係)
(1) 行政における合理的配慮の推進	合理的配慮の提供	◆職員研修を行い、町職員による障がい者等への差別の解消及び合理的配慮に対する理解を深めます。	・障がい者への差別解消や合理的配慮に対する理解を深めるため、職員研修を行う。	障がい者・福祉課 全庁 生活支援係
		◆窓口や事業等において、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の提供を行います。	・障がい者差別解消法に基づき、窓口や事業等において合理的配慮を提供する。	

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野7:雇用・従業の支援

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課(係)
(1) 雇用の場の拡大	障がい者雇用の促進	◆民間事業所等に対し、障がい者雇用に関する制度の周知を行い障がい者雇用の促進を図ります。	・ハローワーク等と連携し広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知をはかる。	障がい者・福祉課 生活支援係
		◆障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設からの物品等の調達方針により調達目標を定め、受注機会の増大を図り障がい者雇用を促進します。	・障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設物品等の調達を行う。	
		◆行政内において、就労の場の提供を検討します。	・行政における雇用の場について働きかけを進める。	
(2) 総合的な就労支援	職業リハビリテーションの推進	◆就労を希望する障がい者等に対し、障害福祉サービス等により就労の機会を提供し一般就労に向けた支援を行います。	・就労を希望する障がい者等に対し、障害者就労・生活支援センターや相談支援事業所、就労移行支援事業所の利用を案内する。	障がい者・福祉課 生活支援係
		◆事業所や障害者就業・生活支援センターと連携し総合的な就労支援を行います。	・就労などの希望に応じて、事業所との多機関連携会議を実施して連携を図り、就労支援を行う。	
		◆広報紙で職業訓練等の周知を行います	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を窓口での提示やホームページ、広報あしやで周知する。	

芦屋町障害者計画【H30】年度事業計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野8:教育の振興

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課(係)
(1) 福祉教育の充実	小・中学校における福祉教育等の推進	◆小・中学校において障がいについて学ぶ機会を設け、児童・生徒の障がい者理解を深めます。	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。	学 校 教 育 課
(2) 教育相談の充実	教育相談	◆教育相談会を実施し、支援を要する児童・生徒の教育的支援や就学指導及び進路指導を行います。	・教育相談(1回/年)で小児科医師や臨床心理士が面談し、子どもの発達や成長で気になることなどについて、指導や支援を行う。教育相談:7月(役場)	学 校 教 育 課
(3) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	◆芦屋町特別支援教育連携協議会において、支援を要する児童・生徒に対し将来を見据えた円滑な支援がなされるよう協議を行います。	・芦屋町特別支援教育連携協議会において、特別支援学校及び各教員、臨床心理士、保護者等と情報を共有し、保・幼・小・中・高と継続した支援がなされるよう連携を図る。(年2回開催)	学 校 教 育 課
		◆「あしやすくすくファイル」の活用や個別の指導計画、教育支援計画により適切な指導及び必要な支援を行います。	・「あしやすくすくファイル」の存在や有効な活用の仕方について広報あしやで啓発する。	

芦屋町障害者計画【H30】年度事業計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野9:社会活動の促進

基本方針	施策	施策の内容	H30 計画	所管課(係)
(1)交流活動の促進	レクリエーション活動の充実	◆障がい者レクスポ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がい者との交流を図り障がい者の社会参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者レクスポ大会を開催する。参加団体に意見を聴きニーズを汲み取りながら、競技内容等を少しずつ創意工夫して実施する。 総合運動公園の障がいのある方の使用料減免について周知する。 	生 社 涯 学 教 育 課 係
(2) 各種団体の支援	ボランティアの育成	◆手話奉仕員養成講座により、地域におけるボランティアの担い手を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> 1市4町合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する。 手話奉仕員養成講座(基礎編)開催 6/20~12/19 25回 	障 が 福 祉 課 支 援 係 生 活
	障がい者団体等の活動支援	<p>◆障がい者団体等の活動推進のため、団体の広報活動や団体間の連携を支援します。</p> <p>◆障がい者団体等が行う事業について自発的活動支援事業に基づき助成を行い、団体活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課窓口で、障がい者団体への加入促進を行う。 要請に応じ、障がい者団体の活動についてホームページや広報あしやで周知する。 自発的活動支援事業について、ホームページで周知をする。 自発的活動支援事業に基づき、障がい者活動団体へ補助金を交付する。 	生 社 涯 学 教 育 課 係